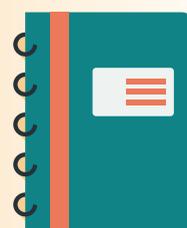




# 投資家のための 税金読本

2024年度版



## 新しいNISAもまるわかり

- ・2024年の定額減税
- ・株式、公社債、投資信託、先物・オプション取引の税金 など
- ・税制や相続、贈与について“学べる1冊”

編著：大和総研

監修：税理士法人柴原事務所

日本法令®

この文書は『2024年度版 投資家のための税金読本』  
から一部抜粋したものです。

より詳しい内容を知りたい方は以下のリンクから  
お求めいただけます。

『2024年度版 投資家のための税金読本』

定価：1,600円（税別）

著者：大和総研

発行：2024年7月20日 364P

発行所：日本法令

<https://www.amazon.co.jp/dp/4539747061>

# 相続税の仕組み

## 相続税の概要

相続税は、死亡した人の財産を相続した相続人等にかかる税金です。相続税にかかる場合として、まず、人の死亡によりその遺産を民法の定める**（法定）相続**により取得する場合があります。遺言によって財産を分与する**遺贈**というものもあります。そのほか、**死因贈与**というものがあります。これは死亡を効力発生条件とする贈与契約で、例えば「自分が死んだらこの家をあげる」といった契約をする場合があります。

相続・遺贈（死因贈与を含む、以下同じ）いずれの場合にせよ、人が死亡することを原因として課税問題が発生するところに相続税の特徴があります。原則として、被相続人が死亡した日が**相続開始日**<sup>（注）</sup>となります。

相続によって遺産を取得した人（相続人）や、遺贈によって遺産を取得した人（受遺者）は、原則として相続税を納めなければなりません。

本章では、相続と遺贈を合わせて「相続等」といい、相続人と受遺者を合わせて「相続人等」といいます。

相続等は原則として個人間で起こるものであり、納税義務者である相続人等は自然人たる個人となります。しかし、代表者や管理者が定められている人格のない社団または財団、あるいは持分の定めのない法人が遺産を取得した場合にも相続税を納めなければならないことがあります。なぜならば、これらの社団・財団などを利用して相続税の不当な軽減を図るというケースがあるためです。

持分の定めのない法人を利用した課税逃れを防ぐための対策として、①持分の定めのない法人に財産を贈与・遺贈した場合に贈与者・遺贈者の親族等の贈与税・相続税の負担が「不当に減少する場合」には法人に課税される（[□241ページ](#)）ほか、②同族理事が過半数を占める「特定一般社団法人等」の理事の相続について、相続税が課される制度が設けられています（[□次ページCheck Point! 参照](#)）。もっとも、これらの社団・財団などが取得した遺産に対して法人税がかかる場合には、法人税額に相当する額は相続税額から控除されます。

## 特定一般社団法人等への相続税の課税



一般社団法人等、持分の定めのない法人を利用した課税逃れを防ぐため、「特定一般社団法人等」の理事を被相続人とする相続については、その法人等を個人とみなして相続税が課されます。

具体的には、下表の「特定一般社団法人等」について、その理事（理事でなくなった日から5年以内である者を含む）が死亡した場合に、その法人等がその理事から一定の財産を遺贈により取得したときはその法人等を個人とみなして算出した相続税額が課されます。

特定一般社団法人等	一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人、公益財団法人、非営利型法人等を除く。以下、一般社団法人等）のうち次のいずれかの要件をみたす法人等 ①被相続人の相続開始直前において、理事の過半数が「同族理事」であること ②被相続人の相続開始前5年のうち3年以上において、理事の過半数が「同族理事」であること
同族理事	一般社団法人等の理事のうち次のいずれか ①被相続人 ②被相続人の特殊関係者 ・配偶者（内縁含む） ・3親等内の親族 ・被相続人の使用人または使用人以外の者で被相続人からの給与等で生計を維持しているもの ・被相続人が会社役員または同族会社である他の法人の会社役員または使用人等
遺贈により取得したものとみなされる財産の額	$\frac{\text{相続開始時の純資産額}^{*1}}{\text{相続開始時の同族理事}^{*2}\text{の数} + 1}$

※1 純資産額は次の①から②を控除した額となります。

①特定一般社団法人等が有する財産（信託の受託者として有するものおよび被相続人から遺贈により取得したものを除く）の価額の合計額

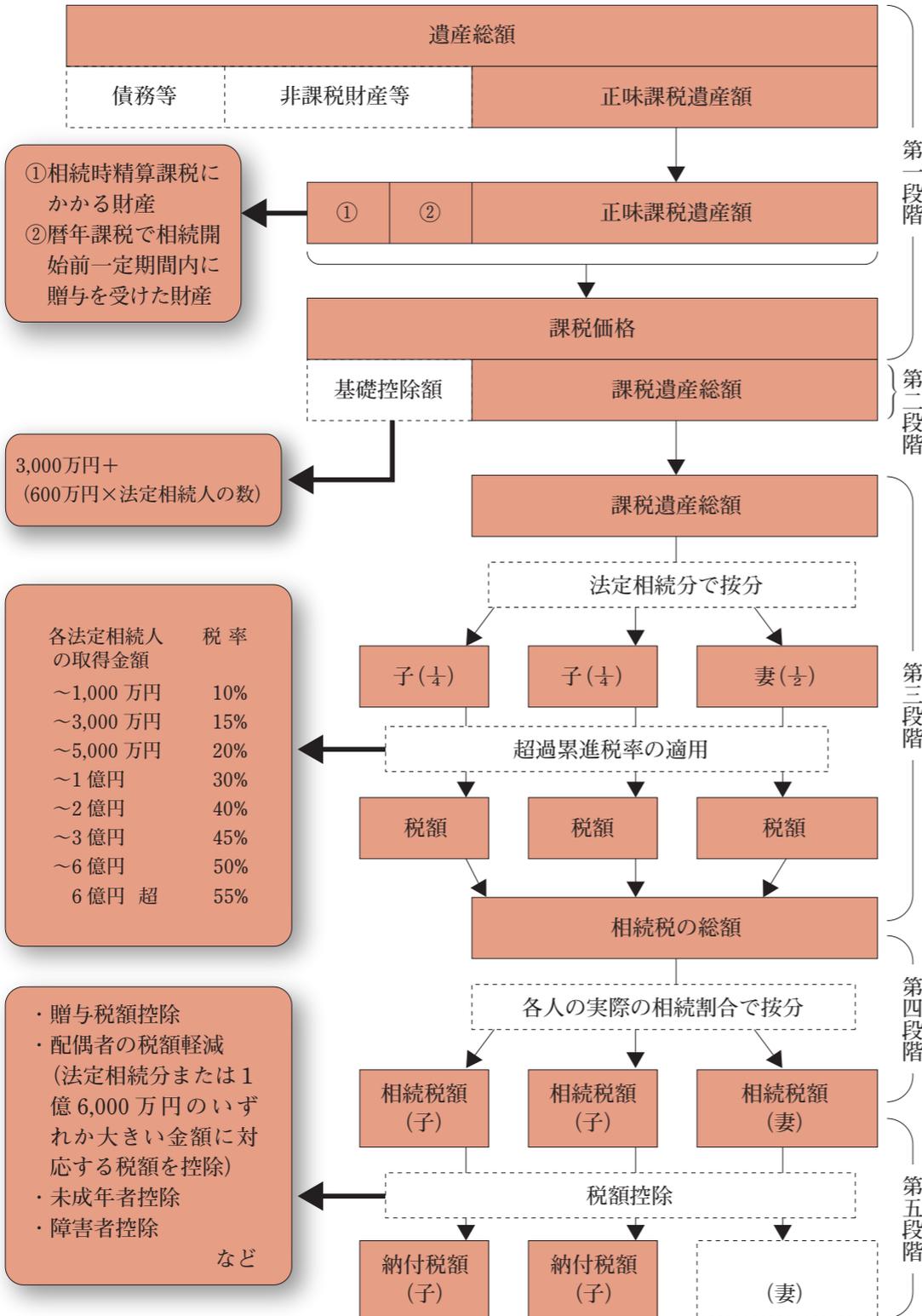
②債務（信託の受託者として有するものを除く）、国税・地方税、退職手当金、基金の額

※2 同族理事または理事でなくなった日から5年以内である特殊関係者で被相続人と同時に死亡した者がある場合、その者を含む。

（注）失踪宣告によって死亡したとみなされる場合には、普通失踪では7年間の失踪期間満了の日、特別失踪では危難の去った日が相続開始日とされます。特別失踪では危難が去った時から1年経過後に申し立てることにより、一定の手続きを経て家庭裁判所より失踪宣告がされます。

### 相続税の基本的仕組み

(相続人が配偶者+子2人の場合)



### 相続税の計算

相続税の計算は、次の5つの段階からなっています (前ページ参照)。

#### ➤ (1) 課税価格の計算

遺産総額から、債務等や非課税財産等を控除し、それに相続時精算課税にかかる財産、暦年課税で相続開始前一定期間内に贈与を受けた財産を加え、課税価格を求めます。

#### ➤ (2) 課税遺産総額の計算

(1)で求めた課税価格から基礎控除額を差し引いて、課税遺産総額を求めます。

#### ➤ (3) 相続税の総額の計算

(2)で求めた課税遺産総額が法定相続

人に法定相続分で按分されたと仮定して、各按分額に超過累進税率を適用して各相続人の相続税額を求め、各相続税額を合計したものを相続税の総額とします。

#### ➤ (4) 各相続人等の相続税額の計算

(3)で求めた相続税の総額を、各相続人等に、実際の相続割合で按分して各相続人等の相続税額を算出します。

#### ➤ (5) 各相続人等の納付税額の計算

(4)で求めた各相続人等の相続税額に控除等を適用し、各相続人等の納付税額を求めます。

#### 課税価格の計算 (第一段階)

ここでは、遺産総額から、債務等や非課税財産等を控除し、それに相続時精算課税にかかる財産、暦年課税で相続開始前一定期間内に贈与を受けた財産を加え、

課税価格を求めます。課税価格の計算にあたっては、各相続人等の課税価格の1,000円未満の端数は切り捨てます。

$$\text{相続等によって取得した財産の価額} = \text{相続等によって取得した財産の価額} + \text{相続時精算課税の適用を受けた財産の価額} - \text{非課税財産の価額} - \text{債務} - \text{葬式費用} + \text{暦年課税で相続開始前一定期間内に贈与を受けた財産の価額}$$

#### (1) 相続等によって取得した財産の価額

相続税は、原則として、死亡した人の所有していた財産で金銭に見積もることができる経済的価値のあるものすべてに対してかかります。そして、この財産は、

原則として、相続時における時価によって評価されます。それぞれの財産の評価方法については、11章「相続・贈与に欠かせない財産評価」を参照してください。

## (2) みなし相続財産

以下に掲げる財産は厳密には被相続人から相続等によって取得した財産ではありませんが、相続等により取得した財産とみなされます（みなし相続財産）。

- ①被相続人が保険料等を負担した**生命保険金等**
- ②被相続人の**死亡退職金等**で死亡後3年以内に支給が確定したもの
- ③被相続人が保険料または掛金を負担した一定の**生命保険契約に関する権利**または**定期金に関する権利**で、被相続人以外が契約者であるものなど
- ④**委託者の死亡に基因して効力が生じる信託**が行われた場合で、適正な対価を負担せずに信託の受益者等となる場合
- ⑤**遺言により著しく低い価額で財産の譲渡**を受けた場合
- ⑥**遺言により債務の免除**などを受けた場合
- ⑦**遺言によりそのほか実質的に利益**を享受した場合

①と②については、それぞれ非課税限度額が設けられています。相続人全員が受け取った保険金の合計額が非課税限度額（500万円×法定相続人の数）以下である場合には、各相続人が受け取った保険金は非課税となります。保険金の合計額が非課税限度額を超える場合には、次の算式により算出した金額が各相続人における非課税金額となります。死亡退職金等の場合も同様です。

### ●保険金の合計額が非課税限度額を超える場合

$$\text{保険金の非課税限度額} \times \frac{\text{その相続人が取得した保険金の合計額}}{\text{すべての相続人(放棄した者等を除く)が取得した保険金の合計額}} = \text{その相続人の非課税金額}$$

## (3) 非課税財産

次のような財産は、相続財産に含まれていても相続税はかかりません。

- ①宗教・慈善・学術研究などの公益事業を行う一定の者が取得したもののうち、その公益事業に使うことが確実なもの
- ②墓所・祭具など
- ③条例による心身障害者共済制度に基づく給付金の受給権
- ④相続や遺贈によって取得した財産で、相続税の申告期限までに国または地方公共団体や公益を目的とする事業を行う特定の法人に寄附したもの
- ⑤相続や遺贈によって取得した金銭で、相続税の申告期限までに特定の公益信託の信託財産とするために支出したもの

(注) ①・④・⑤において公益事業を行う者や一定の法人・特定公益信託が財産の取得の日から2年以内にその財産を公益事業に使用していないときなどには相続税が課されます。

## (4) 相続時精算課税の適用を受けた財産の価額

相続時精算課税制度（[☞248ページ参照](#)）を選択した場合には、相続時精算課税の適用を受ける贈与財産のすべてが贈与の時期にかかわらず相続財産に加算されます。その財産の評価額は原則として贈与時の時価（相続税評価額）です。ただし、2024年1月1日以後の贈与においては、年間110万円の控除適用後の金額

となります。また、贈与後から相続税の期限内申告書の提出期限までの間に、災害によって2024年1月1日以後に一定以上の被害を受けた土地または建物を所有している場合は、その土地または建物については被害を受けた部分に相当する額が控除されます。なお、既に収めている贈与税額は相続税額から控除されます。

## (5) 債務と葬式費用

課税価格を求める際に、被相続人の債務と葬式費用のうち相続人等が負担した額は差し引かれます。

差し引かれる債務は、被相続人の債務で、相続開始の際に実際に存在し、確実に認められるものに限られます。

差し引かれる葬式費用は、葬儀にかかった費用、お通夜の飲食費用、お寺への支払いなどです。香典返しの費用、墓地や墓石の買入れ費用、法事に要した費用などは葬式費用とは認められません。

## (6) 生前に贈与を受けた財産の持ち戻し

被相続人から生前贈与を受けた財産については、民法上の遺産分割と税制で扱いが異なります。すなわち、遺産分割では原則として全期間の贈与（特別受益）が相続財産に持ち戻されて計算されます。

他方、税制上は、相続の開始（被相続人の死亡日）前の一定の期間内に贈与を受けた財産に限り、相続財産に持ち戻されます。相続税の課税計算において持ち戻された贈与財産の価額が加算されます

（[☞下記のCheck Point!参照](#)）。

既に納めている贈与税額は相続税額から控除されます。

ただし、直系尊属からの住宅取得等資金の贈与の非課税制度（[☞254ページ](#)）および教育資金の一括贈与の非課税制度（[☞255ページ](#)）により贈与された財産については、扱いが異なります（[☞253ページ参照](#)）。

### 持ち戻しの対象となる生前贈与財産と経過措置



相続人が生前に贈与を受けた財産のうち、相続の開始（被相続人の死亡日）前の一定の期間内に贈与を受けた財産については、相続財産に持ち戻され、相続税の課税対象となります。これは、相続の開始（被相続人の死亡）直前に駆け込みで生前贈与を行うことによる、相続税の回避を防ぐことを目的としています。

生前贈与財産の持ち戻しに関して、詳しくは次ページの通り、贈与財産の取得時点によって、相続税の課税計算において贈与財産の価額が加算されます。

▶ 持ち戻しの対象となる贈与財産

贈与財産の取得時点	相続税の課税計算における扱い
(1) 2023年12月31日以前	相続開始前3年以内に贈与を受けた財産について、その価額を、贈与を受けた時点の評価額で加算
(2) 2024年1月1日以後	① 相続開始前3年以内に贈与を受けた財産について、その価額を、贈与を受けた時点の評価額で加算
	② ①以外の相続開始前7年以内に贈与を受けた財産については、当該財産の価額の合計額から100万円を控除した残額を加算

図表の通り、2023年12月31日以前に贈与を受けた財産については、相続発生日の3年前までさかのぼって持ち戻しされ、相続税の課税計算において相続財産の価額が加算されます。

一方、2024年1月1日以後に贈与を受けた財産については、まず相続発生日の3年前までの贈与につきさかのぼって持ち戻しされ、相続税の課税計算において相続財産の価額が加算されます。その上で、さらに相続開始日前3年超7年以内の贈与についても持ち戻しますが、この際には贈与を受けた財産の合計額から100万円を控除して、相続税の課税計算において相続財産の価額が加算されます。

では、今後数年以内に相続が発生した際に、具体的にどの期間の贈与財産につき持ち戻しの対象となるのでしょうか。次の図表は、相続発生日を各年の7月1日としたときに、それぞれどの期間の贈与財産が持ち戻しの対象になるのかを整理したものです。

2026年の相続までは、まだ2024年1月1日から3年が経過していませんので、持ち戻しの対象となるのは相続開始前3年以内の贈与のみです。

2027年以後の相続から、相続開始前3年超の財産につき、順次、持ち戻しの対象となっていきます。7年前の贈与財産につき持ち戻しの対象となるのは、2024年1月1日から7年が経過した2031年1月1日以後の相続からです。

▶ 持ち戻し期間の一覧表（各年7月1日に相続発生と仮定）

相続発生日	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年
2023年7月1日			←相続開始前3年以内→ 持ち戻し (相続税の課税計算において加算)	相続発生								
2024年7月1日			←相続開始前3年以内→ 持ち戻し		相続発生							
2025年7月1日			←相続開始前3年以内→ 持ち戻し			相続発生						
2026年7月1日			←相続開始前3年以内→ 持ち戻し				相続発生					
2027年7月1日			←相続開始前7年以内(2023年以前を除く)→ 持ち戻し (100万円控除)	←相続開始前3年以内→ 持ち戻し				相続発生				
2028年7月1日			←相続開始前7年以内(2023年以前を除く)→ 持ち戻し (100万円控除)	←相続開始前3年以内→ 持ち戻し					相続発生			
2029年7月1日			←相続開始前7年以内(2023年以前を除く)→ 持ち戻し (100万円控除)	←相続開始前3年以内→ 持ち戻し						相続発生		
2030年7月1日			←相続開始前7年以内(2023年以前を除く)→ 持ち戻し (100万円控除)	←相続開始前3年以内→ 持ち戻し							相続発生	
2031年7月1日			←相続開始前7年以内(2023年以前を除く)→ 持ち戻し (100万円控除)	←相続開始前3年以内→ 持ち戻し								相続発生

相続時精算課税制度と相続税



相続時精算課税制度は、贈与時の税負担を軽くすることで生前贈与を行いやすくするために設けられた制度です。この制度では、暦年課税の最高55%の累進税率ではなく、一律20%の税率が適用され、控除枠も大幅に拡大されています。ただしこの制度を利用すると、相続税額の計算において、生前贈与された贈与財産（110万円の控除額を除く）が贈与時の時価で相続財産に加算された上で相続税額が算出され、その相続税額から、生前贈与の際に既に納付した贈与税額が控除される、という計算方法になります（相続時精算課税制度について、くわしくは [248ページ](#) を参照してください）。

Q 国外財産等が相続された場合

被相続人の相続財産の中に、国外の財産も含まれているのですが、これにも相続税はかかりますか？



日本国内に住所を有する者が相続等により財産を取得した場合、それが日本国内の財産か、国外の財産かを問わず、相続税の課税対象となります。また、被相続人が日本国内に住所を有する者である場合の相続等についても、日本国内の財産か、国外の財産かを問わず、相続税の課税対象となります。

一方、国内に居住する在留資格を有する者（居住期間の要件なし）から、国内に短期的に居住する在留資格を有する者や、国外に居住する外国人等が、相続により取得する国外財産については、相続税の課税対象から除外されます。

その他、課税関係は下の表の通りです。

被相続人		相続人		国内に居住			国外に居住		
		原則	一時居住者 <sup>(※1)</sup>	日本国籍あり			日本国籍なし		
				10年以内に国内に住所あり	10年超国内に住所なし	10年超国内に住所なし			
国内に居住	原則	○	○	○	○	○			
	在住外国人 <sup>(※2)</sup>	○	×	○	×	×			
国外に居住	10年以内に国内に住所あり	○	○	○	○	○			
	うち、日本国籍なし	○	×	○	×	×			
	10年超国内に住所なし	○	×	○	×	×			

○…国内財産・国外財産ともに課税、×…国内財産のみ課税  
 (※1) 相続開始の時に在留資格（出入国管理及び難民認定法別表第一参照。(※2) において同じ）を有し、過去15年以内に国内に住所を有していた期間の合計が10年以下である者。  
 (※2) 相続開始の時に在留資格を有する者。

## 課税される遺産総額の計算（第二段階）

第一段階で計算した各相続人等の課税価格を合計し、次の算式で計算した基礎控除額を差し引いて「課税される遺産総額」を算出します。法定相続人の数とは民法の相続人の規定に従った相続人の数

をいい、相続の放棄をした人があっても相続の放棄をしなかったものとして扱います。なお、養子がいる場合には、計算上特別な取り扱いがされます（ 下記の Check Point! 参照）。

$$\text{基礎控除額} = 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

基礎控除額は、定額部分（3,000万円）と法定相続人の数に比例する変額部分からなっています。例えば、法定相続人の数が配偶者と子ども3人（全員実子）の計4人のケースでは、基礎控除額は3,000万円 + (600万円 × 4人) = 5,400万円となります。

相続財産の価額が基礎控除額以下であれば、相続税はかかりません。言い換え

れば、基礎控除額は相続税の非課税ラインということになります。法定相続人の数に応じた非課税ラインは次の表の通りです。

なお、相続人となるべき胎児が申告書の提出日までに出生していない場合、当初は法定相続人の数に胎児を含めません。この場合、出生後に更正の請求等を行うこととなります。

## ▶ 相続税の非課税ライン

法定相続人の数	基礎控除額	法定相続人の数	基礎控除額
0人	3,000万円	4人	5,400万円
1人	3,600万円	5人	6,000万円
2人	4,200万円	6人	6,600万円
3人	4,800万円	7人	7,200万円

## 被相続人に養子がいる場合の取り扱い



相続において養子と実子の区別はありません。しかし、相続税の計算においては養子がいる場合には特別の取り扱いがされます。すなわち、生命保険金等・死亡退職金等の非課税限度額、基礎控除額、相続税の総額の計算において法定相続人の数に算入される被相続人の養子の数は1人（被相続人に実子がいない場合は2人）が限度とされています。

例えば、基礎控除額などを増加させようと、養子を5人設けても、基礎控除額は1人分（被相続人に実子がいる場合）、または2人分（被相続人に実子がいない場合）までしか認められません。

ただし、次のような人は実子とみなされます。

- ・ 民法上の特別養子<sup>(注)</sup>
- ・ 配偶者の実子または特別養子で被相続人の養子となった人
- ・ 養子の死亡等により代襲相続人となった直系卑属

(注) 特別養子とは、養子をできるだけ実子と同じように取り扱うことを目的として創設された制度です。特別養子縁組するには家庭裁判所の審判を受ける必要があり、養子となる子の年齢は原則として15歳未満に限られています。特別養子縁組が成立すると法律上実親との親族関係は終了し、実親との間の相続関係はなくなります。戸籍上も実親の名前は記載されません。そのほか、離縁が認められるのは家庭裁判所の審判による場合に限られるなど、一般の養子に比べて強い保護が与えられています。

## 相続税の総額の計算（第三段階）

第二段階までで、課税される遺産総額が求められました。第三段階では、その遺産総額を、以下で説明する法定相続人がそれぞれ法定相続分に応じて取得したものとして、各人ごとの取得金額を求めます（各人ごとの取得金額の1,000円未満の端数は切り捨てます）。次に、取得金額に対して各人ごとに下記の速算表を用いて税額を算出します。こうして算出した税額を合計したものが相続税の総額となります（相続税の総額の100円未満の端数は切り捨てます）。

相続税の総額の計算は、法定相続人が

法定相続分通り財産を取得したと仮定して計算します。相続人等が実際にどのように遺産を取得したかは計算に影響しませんし、相続の放棄などで遺産を取得しなかった人がいても計算に影響しません。このような計算を行うのは、遺産総額は同一でも相続等の仕方（遺産の分割など）によって納める税金の総額に差異が生じることを利用して事実と異なるような申告がなされたり、分割困難な資産が単独または少数の相続人等によって相続等された際にその負担が過重になったりすることを防ぐためです。

## ▶ 相続税額の速算表

各法定相続人の取得金額 (A)	税率 (B)	速算控除額 (C)
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

(注) 速算表の使い方 (A) × (B) - (C) = 税額

## 法定相続人

法定相続人として、民法では**配偶者**と**血族相続人**とが定められています。

配偶者は**常に法定相続人**となります。血族相続人は、配偶者と共同相続人となります。

血族相続人の間では、**子**が第1順位、**直系尊属**が第2順位、**兄弟姉妹**が第3順位となります。この順位とは、先順位の血族相続人がいる場合、先順位の者のみが法定相続人と認められ、後順位の者は法定相続人と認められないという意味です。例えば、子がいる場合、配偶者と子が法定相続人となり、直系尊属である父母がいても、父母には法定相続分は認められないことになります。

法定相続分は、血族相続人の順位に応じて民法で次のように定められています。

### ▶▶ 第1順位

被相続人に子がいる場合、子（子が既に死亡している等のときはその代襲相続人（次ページのQ&A参照）を含みます）と配偶者が法定相続人となります。法定

相続分は配偶者が1/2、残り1/2を子で分けます。配偶者がいない場合や相続の放棄をした場合、子が全財産を相続します。

### ▶▶ 第2順位

被相続人に子がいない場合や子の全員が相続の放棄をした場合、被相続人の直系尊属（原則として父母、父母がともにいないときは祖父母）と配偶者が法定相続人となります。法定相続分は配偶者が2/3、直系尊属が1/3です。配偶者がいない場合や相続の放棄をした場合、直系尊属が全財産を相続します。

### ▶▶ 第3順位

被相続人に子も直系尊属もない場合や子の全員と直系尊属の全員が相続の放棄をした場合、被相続人の兄弟姉妹（代襲相続人を含みます）と配偶者が法定相続人となります。法定相続分は配偶者が3/4、残り1/4を兄弟姉妹で分けます。配偶者がいない場合や相続の放棄をした場合、兄弟姉妹が全財産を相続します。

### ▶▶ 法定相続人のそれぞれの法定相続分

①子がいる場合	配偶者	1/2
	子	1/2
②子がいな場合*	配偶者	2/3
	直系尊属	1/3
③子も直系尊属もない場合	配偶者	3/4
	兄弟姉妹	1/4

※ 子が既に死亡していても、その代襲相続人（次ページのQ&A参照）がいる場合は①の扱いとなります。

## Q 相続人である子などが既に死亡している場合 相続人である子などが既に死亡している場合はどうなりますか？

A 相続人となるはずの子が既に死亡している等の場合には、子の直系卑属（被相続人の孫やひ孫）が代わりに相続人となります。これを**代襲相続人**といいます。つまり、子の相続分をその直系卑属が受けるということです（なお、前述のように、子が相続権を放棄した場合は、子がいない場合として扱われ、代襲相続の制度は適用されません）。

相続人となるはずの兄弟姉妹が既に死亡している等の場合には、代襲相続人は兄弟姉妹の子（甥・姪）に限られます。兄弟姉妹の子の直系卑属（甥・姪の子や孫）が代襲相続することは認められません。

## Q 様々なケースの法定相続分 例えば、内縁関係の人や、内縁関係の人との間の子（非嫡出子）がいる場合はどうなりますか？

A まず、内縁関係の人は、相続人に含まれません。一方、非嫡出子（法律上の婚姻関係にない男女から生まれた子）は相続人に含まれ、法定相続分は嫡出子（法律上の婚姻関係にある男女から生まれた子）と同等とされています。

そのほか、胎児や、父母の一方だけが同じ兄弟姉妹について、法定相続分が規定されています。まず、胎児は、民法上は、まだ生まれていなくても、既に生まれたものとみなされ、相続人に含まれます（なお、死産だった場合は、最初からいなかったものとして扱われます）<sup>(注)</sup>。

次に、父母の一方だけが同じ兄弟姉妹の法定相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の法定相続分の半分と定められています。

(注) 相続税の申告書を提出する際の胎児の取扱いについては□218ページを参照。

## 各相続人等の相続税額の計算（第四段階）

第四段階では、相続税の総額を誰がどれだけ負担するかを計算します。各相続人等は、それぞれ現実に取得した課税財

産の割合に応じて相続税を負担します。各相続人等の相続税額は次の式により算出されます。

$$\text{各相続人等の負担する相続税額} = \text{相続税の総額} \times \left( \frac{\text{各相続人等の課税価格}}{\text{各相続人等の課税価格の合計額}} \right)$$

例えば、相続税の総額が100万円で相続人が配偶者と子2人、現実の財産の取得額は配偶者が50%で子2人がそれぞれ25%ずつの場合には、100万円の税額のうち配偶者の負担する税額はその50%の50万円、子はそれぞれ25%の25万円ということになります。

按分割合（上の算式の分数式部分）に小数点以下2位未満の端数が生じた場合は、相続人等の全員が選択した方法により、各相続人等について求めた値の合計が1となるように端数を調整計算しても差し支えないとされています。

## 各相続人等の納付税額の計算（第五段階）

第四段階までで算出した相続税額に、一定の控除や軽減が認められる場合があります。具体的には、贈与税額控除、配偶者の税額軽減、未成年者控除、障害者控除、相次相続控除、外国税額控除、相

続時精算課税分の贈与税額控除です。逆に、税額の加算が行われる場合もあります。

この税額控除・税額軽減および税額の加算は、以下で説明する順序で行われます。

### （1）相続税額の2割加算

相続人等が被相続人の両親（養親を含む）・子（養子、代襲相続人を含む）および配偶者以外の者である場合には、その相続人等について税額の2割が加算されます。

例えば、被相続人の兄弟姉妹や、代襲相続人ではない孫が、遺贈によって財産

を取得した場合などは、2割加算の対象となります。

なお、相続人等が被相続人の直系卑属で被相続人の養子となっている者である場合、原則として2割加算の対象となりますが、その者が代襲相続人である場合には、加算の対象から除かれます。

### （2）贈与税額控除

相続等により財産を取得した者が暦年課税で相続開始前一定期間内に贈与を受

けた財産は、相続財産に含めて計算します（[215ページ参照](#)）。相続税の計算に

際しては、既に納めた贈与税（相続財産に加えられた財産に対応する部分）を相続税額から差し引きます。

なお、相続時精算課税（[248ページ](#)）

の適用を受けた贈与財産について納めた贈与税については、(2)～(7)の控除を行った後に(8)として控除します。

### （3）配偶者の税額軽減

配偶者については、婚姻期間の長短に関係なく大幅な税額軽減が認められています。この税額軽減が適用されると、**配偶者の実際の取得額が、①法定相続分以下の場合、あるいは、②1億6,000万円以下の場合には、配偶者には相続税がかからないこととなります**（計算例については[225ページ](#)の「Q&A 配偶者の税額軽減」を参照してください）。

**配偶者の税額軽減の適用を受けるためには、必要な書類を添付して申告書を提**

**出しなければなりません。**配偶者の税額軽減を受けることによって納めるべき相続税額が0であっても申告が必要です。

なお、適正な申告を確保するため、相続等により財産を取得した者により、当初の申告の際に仮装または隠ぺいされていた財産については、配偶者が相続税の調査があったことにより更正や決定を予知して期限後申告または修正申告を行う場合には、この税額軽減の対象となる財産に含まれないこととされています。

### （4）未成年者控除

法定相続人が18歳未満であり、かつ、相続等により財産を取得したときに日本国内に住所を有する場合は、18歳になるまでの年数に比例した税額控除を受けることができます（国外に住所を有する場合でも、国内財産・国外財産ともに課税

される人は適用を受けられます）。

控除額の算式は次の通りです。なお、年数の計算に際して、18歳からその者の年齢を引いた後の年数に1年未満の端数が生じるときは、1年として計算します。

$$\text{未成年者控除の金額} = (18\text{歳} - \text{その者の年齢}) \times 10\text{万円}$$

**(5) 障害者控除**

法定相続人が障害者であり、相続等により財産を取得したときに日本国内に住所を有する場合は、85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者の場合20万円）の税額控除を受けることがで

きます（未成年者控除と異なり、国外に住所を有する場合には原則として適用を受けられません）。年数の計算に際して、1年未満の端数が生じるときは、1年として計算します。

$$\text{障害者控除の金額} = (85\text{歳} - \text{その者の年齢}) \times 10\text{万円または}20\text{万円}$$

**(6) 相次相続控除**

短期間に何度も重ねて相続があった場合には、そのつど相続税がかかることになり、相続税の負担が相当重いものになってしまいます。そこで、10年以内に2回目の相続（被相続人から相続人に対する

遺贈を含みます）があった場合には、2回目の相続の被相続人が1回目の相続で課された相続税額の一定割合について、2回目の相続人の相続税額から控除することができます。

$$\text{相次相続控除の金額} = A \times \frac{C}{B-A} \times \frac{D}{C} \times \frac{10-E}{10}$$

- A……前の相続において被相続人が課された相続税額  
 B……前の相続により被相続人が取得した財産の価額  
 C……後の相続によりすべての相続人等が取得した財産の価額の合計額  
 D……後の相続により相次相続控除対象者が取得した財産の価額  
 E……前の相続から後の相続までの年数（1年未満の端数は切捨て）  
 (注1)  $\frac{C}{B-A}$  が1を超える場合には1とします。(注2) B、C、Dは債務控除をした後の金額です。

**(7) 外国税額控除（在外財産に対する相続税額の控除）**

相続等によって外国にある財産を取得した場合で、日本の相続税に相当する税金を外国の法令により課された場合には、国際的な二重課税を調整するため、外国で課された税額の控除が受けられます。

ただし、外国で課された税額のうち、課税価格に占める外国にある財産の価額の割合に相当する相続税額を超える部分の金額は控除することができません。

**(8) 相続時精算課税分の贈与税額控除**

📖 [248ページを参照](#)してください。

**Q 配偶者の税額軽減**

配偶者の税額軽減額はどのように計算されるのですか？

**A** 配偶者の税額軽減額は次の算式によって求められます。

$$\text{配偶者の税額軽減額} = \text{相続税の総額} \times \frac{\text{AまたはBのいずれか少ない金額}}{\text{各相続人等の課税価格の合計額}}$$

- A 各相続人等の課税価格の合計額×配偶者の法定相続分  
 （算出した金額が1億6,000万円未満の場合、Aは1億6,000万円）  
 B 配偶者の課税価格相当額（実際の取得額）

(注1) 相続税の総額は、「相続税の計算」で示した第三段階までの計算で得られる金額です。  
 (注2) Bの値には、申告期限までに実際に分割されている相続財産のみが集計されます。ただし、分割されていない財産について申告期限から3年以内に分割が行われたときには税額軽減の適用があります（期限内申告書とともに一定の書類の提出が必要です）。

上の算式は、配偶者の課税価格相当額（＝配偶者の実際の取得額）が法定相続分以下、あるいは、1億6,000万円以下の場合には、

$$\text{配偶者の税額軽減額} = (\text{第五段階の(2)までに算出した}) \text{相続税額}$$

となります。この場合、配偶者の納付税額（＝相続税額－税額軽減額）は0となり、相続税がかからないこととなります。具体的なケースで計算すると以下ようになります。

**前提**

相続人：配偶者と子一人  
 課税価格の合計額：2億円  
 相続税の総額：3,340万円

**I 配偶者の実際の取得額が1億円（法定相続分）の場合**

算式のA 1億6,000万円（>法定相続分1億円＝2億円×1/2）

算式のB 1億円

$$\text{配偶者の税額軽減額} = 3,340\text{万円} \times \left(\frac{1\text{億円}}{2\text{億円}}\right) = 1,670\text{万円}$$

$$\text{配偶者の納付税額} = 3,340\text{万円} \times \left(\frac{1\text{億円}}{2\text{億円}}\right) - 1,670\text{万円} = 0\text{円}$$

$$\text{子の納付税額} = 3,340\text{万円} \times \left(\frac{1\text{億円}}{2\text{億円}}\right) = 1,670\text{万円}$$

$$\text{納付税額の合計} = 0\text{円} + 1,670\text{万円} = 1,670\text{万円}$$

## II 配偶者の実際の取得額が1億6,000万円の場合

算式のA 1億6,000万円 (&gt;法定相続分1億円=2億円×1/2)

算式のB 1億6,000万円

配偶者の税額軽減額=3,340万円× $(\frac{1億6,000万円}{2億円})=2,672万円$ 配偶者の納付税額=3,340万円× $(\frac{1億6,000万円}{2億円})-2,672万円=0円$ 子の納付税額=3,340万円× $(\frac{4,000万円}{2億円})=668万円$ 

納付税額の合計=0円+668万円=668万円

## III 配偶者の実際の取得額が1億8,000万円の場合

算式のA 1億6,000万円 (&gt;法定相続分1億円=2億円×1/2)

算式のB 1億8,000万円

配偶者の税額軽減額=3,340万円× $(\frac{1億6,000万円}{2億円})=2,672万円$ 配偶者の納付税額=3,340万円× $(\frac{1億8,000万円}{2億円})-2,672万円=334万円$ 子の納付税額=3,340万円× $(\frac{2,000万円}{2億円})=334万円$ 

納付税額の合計=334万円+334万円=668万円

課税価格の合計額が3億2,000万円以上のときは、配偶者の実際の取得額を課税価格の合計額の1/2とすれば、配偶者の納付税額は0となります。具体的な計算例は、**次ページCheck Point!**を参照してください。

## 相続税額の計算例



相続開始日 2024年×月×日

課税価格の合計額 40,000万円

法定相続人 妻 長男(26歳) 長女(17歳)

遺産の分割 妻20,000万円 長男12,000万円 長女8,000万円

## ○課税される遺産総額の計算(第二段階)

40,000万円-(3,000万円+600万円×3人)=35,200万円

## ○相続税の総額の計算(第三段階)

妻 35,200万円×1/2=17,600万円

長男 35,200万円×1/2×1/2=8,800万円

長女 35,200万円×1/2×1/2=8,800万円

速算表による各人の税額

妻 17,600万円×40%-1,700万円=5,340万円…①

長男 8,800万円×30%-700万円=1,940万円…②

長女 8,800万円×30%-700万円=1,940万円…③

相続税の総額は①+②+③=9,220万円

## ○各相続人の相続税額の計算(第四段階)……按分計算

按分比率の計算 (割合)

妻 20,000万円 0.50

長男 12,000万円 0.30

長女 8,000万円 0.20

各相続人の相続税額の計算

妻 9,220万円×0.50=4,610万円

長男 9,220万円×0.30=2,766万円

長女 9,220万円×0.20=1,844万円

## ○各相続人の納付税額の計算(第五段階)

妻 4,610万円-4,610万円(配偶者の税額軽減)=0円

長男 2,766万円

長女 1,844万円-10万円(未成年者控除)=1,834万円

(注1) 按分割合は、各相続人等について求めた値の合計が1になるよう各相続人等の値を小数点以下第2位にとどめて計算しても差し支えないとされています。

(注2) 配偶者の税額軽減は次のように計算されます(□225ページ参照)。

算式のA. 40,000万円×1/2=20,000万円 (&gt;16,000万円)

算式のB. 20,000万円

税額軽減額=9,220万円× $\frac{20,000万円}{40,000万円}=4,610万円$ 

(注3) 未成年者控除の金額=(18歳-17歳)×10万円=10万円

(注4) 課税価格は1,000円未満を切り捨て、納付税額は100円未満を切り捨てます。